

公立大学法人沖縄県立芸術大学 職員の懲戒の手続に関する規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号。以下「就業規則」という。）第44条第2項の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学に勤務する職員の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の原則)

第2条 職員の懲戒処分は、学内に設置する懲戒審査会（以下「審査会」という。）の審査結果を踏まえたものでなければならない。

2 懲戒処分を行うときは、就業規則第43条第1項及び第2項に掲げる懲戒の事由に該当する行為（以下「非違行為」という。）であると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない。

3 懲戒処分は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。

(懲戒処分決定の手続)

第3条 就業規則第2条第1項に規定する教員の懲戒処分は、公立大学法人沖縄県立芸術大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の審議を経て、公立大学法人沖縄県立芸術大学理事会（以下「理事会」という。）の議に基づき、理事長が行う。

2 就業規則第2条第1項に規定する教員以外の職員の懲戒処分は、理事会の議に基づき、理事長が行う。

(事案の報告及び懲戒の審査)

第4条 学部、研究科、芸術文化研究所、附属図書館・芸術資料館及び事務局の長（以下「部局長」という。）は、所属する職員に非違行為に該当するおそれのある事案が発生したときは、速やかに当該事案に係る概要を調査するとともに、その結果を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、職員に非違行為に該当するおそれのある事案が発生したと認めたときは、部局長に当該事案に係る概要を調査させ、その結果を報告させることができる。

3 理事長は、前二項の報告に基づき、懲戒に該当する非違行為があると思料するときは、審査会を設置し、当該事案を審査会に付託するものとする。

(懲戒審査会の任務)

第5条 審査会は、前条第3項の規定により理事長から付託された事案に関し、公正かつ中立な立場で、次に掲げる事項についての審査を行う。

- (1) 懲戒事由に該当する事実関係の調査及び認定
- (2) 懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合の量定の案
- (3) その他懲戒を行う上で必要な事項

2 審査会に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(審査の手続)

第6条 審査会は、第4条第3項の規定により理事長から付託を受けたときは、速やかに審査を行わなければならない。

2 審査会は、前項の審査を行うに当たり、審査の対象職員に対し、審査の事由を記載した懲戒審査説明書を交付するとともに、当該対象職員が構成又は所属する部局長に懲戒審査の開始を通知しなければならない。

3 審査会は、当該対象職員に対し、口頭又は書面による弁明の機会を与えるものとする。

4 審査会は、審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又は専門的な知識及び経験を有する者を参加させ、それぞれ意見を聴取することができる。

5 審査会は、審査が終了したときは、その結果を速やかに理事長に報告するものとする。

(懲戒処分の指針)

第7条 理事長は、懲戒処分の要否の決定及び懲戒処分を要する場合の量定に際しては、審査会の審査の結果を踏まえ、非違行為の種類及び程度その他次に掲げる事項を考慮し、総合的に判断するものとする。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の程度

(3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関連

(4) 他の職員及び社会に与える影響

(5) 過去の非違行為の有無

(6) その他日常の勤務態度および非違行為後の対応等

(懲戒処分の決定等)

第8条 理事長は、第6条の規定による審査結果の報告を受け、懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合の量定について理事会に附議する。この場合、教員に係る事案については、教育研究審議会の審議を経る。

2 理事長は、懲戒処分の対象となる職員に対し、当該懲戒処分の内容を記載した懲戒処分通知書を交付するものとする。

3 懲戒処分の効力は、懲戒処分通知書を当該職員に交付したときに発生するものとする。

(懲戒処分の決定までの措置)

第9条 理事長は、懲戒処分に関する事実関係を調査し、又は審査するため、当該職員が出勤することが適当でないと認める場合は、当該懲戒処分に関する決定に至るまでの間、当該職員を自宅に待機させることができる。

2 理事長は、懲戒処分に該当する疑いのある職員については、懲戒処分に関する決定に至るまでの間、退職させてはならない。

(懲戒処分の公表)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する懲戒処分は、公立大学法人沖縄県立芸術大学個人情報保護規程の趣旨に反しない範囲で、速やかに公表するものとする。

(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

(2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、停職又は減給である懲

戒処分

- 2 前項の規定による公表は、特に軽微な事案であると認められる場合については、一定期間ごとに一括して行うことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和3年4月1日理事長決裁）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の規定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用する。
- 3 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合で必要があると認めるときは、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。